

後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表

交 通 分 野

1. あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち	(1) 参加と協働の基盤づくり (2) 地域力の再生
2. すべての人が地域で共に生きていけるまち	(1) 地域福祉の推進 (2) 地域での自立生活支援 (3) 健康
3. 子どもを共に育むまち	(1) 子どもの権利保障 (2) 子育て環境の充実 (3) 幼児教育 (4) 学校における教育 (5) 地域における教育
4. 多様性を尊重し合えるまち	(1) 多文化共生の推進 (2) 平和と人権の尊重 (3) 男女共同参画社会の実現
5. みどりのネットワークを形成する環境のまち	(1) みどりの創造と保全 (2) 環境の保全 (3) リサイクル・清掃事業の推進
6. 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち	(1) 魅力あるまちづくりの推進 (2) 魅力ある都心居住の場づくり (3) 交通体系の整備 (4) 災害に強いまちづくりの推進 (5) 安全・安心の確保
7. 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち	(1) 都市の魅力による集客力の向上 (2) 産業振興による都市活力創出
8. 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち	(1) 文化によるまちづくりの推進 (2) 芸術・文化の振興 (3) 生涯学習・生涯スポーツの推進

基本計画

後期体系案と現体系比較表

(交通)

後期基本計画体系案

【政策】

【施策】

現基本計画体系

【政策】

【施策】

6-3 交通体系の整備

①道路・橋梁の整備と維持保全
②自転車・自動車対策の推進
③公共交通の整備

5-3 交通体系の整備

①道路・橋梁の整備と維持保全
②自転車・自動車対策の推進
③公共交通の整備

※赤字は変更部分、赤丸は特に重要な変更部分

補完計画

自転車等の利用と駐輪に関する総合計画

自転車等の利用と駐輪に関する総合計画		平成18年6月策定
施策	施策	実施施策
1 適正な自転車利用の推進	(1) 自転車利用者に対するルール・マナーの普及啓発	①自転車利用者の責務 ②整理誘導員の配置 ③関係機関への啓発 ④教育現場・高齢者施設等での安全指導の実施 ⑤区報・ホームページ・CATV等を活用した啓発 ⑥ 放置自転車等対策クリーンキャンペーンの実施 ⑦自転車の歩道通行の検証・見直し ⑧道路交通法に基づく指導
	(2) 他の交通手段等の検討	① バス等 の他の交通手段利用の推進 ② 歩くこと の推奨 ③レンタサイクルシステムの活用検討
2 放置自転車等防止対策の推進	(1) 放置自転車等防止対策の推進	①放置自転車等の減少目標の設定 ②効果的な撤去の実施 ③原因者負担の適正化 ④保管所の集約・拡大 ⑤返還事務の効率化 ⑥新たな放置禁止区域の指定 ⑦撤去自転車のリサイクル事業の継続・推進 ⑧放置禁止区域以外の放置防止
	(2) 駐輪場の効果的利用方法の検討	①駐輪場定期利用者に対する優先順位の明確化 ②駐輪場への利用誘導 ③効率的駐輪場運営の検討
3 施設整備の推進	(1) 駐輪場の整備	①自転車等の乗り入れ台数の予測と駐輪場整備の基本的考え方 ②各駅周辺の駐輪場整備計画 ③ 条例による附置義務駐輪場の整備と制度の見直し ④民間による駐輪場整備の奨励
	(2) 鉄道事業者に講ずる措置	①用地に関する情報の提供 ②駐輪場の計画における事前調整 ③用地の提供・駐輪場の整備等
	(3) 自転車走行環境の整備	①自転車道を含む走行環境の整備 ②歩道等を活用した駐輪場の整備

後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表

修正案	平成18年3月策定現基本計画	備考
<p>地域づくりの方向 ⑥. 人間優先の基盤が整備された、安心、安全のまち</p>	<p>地域づくりの方向 5. 人間優先の基盤が整備された、安心、安全のまち</p>	
<p>政策 (3)交通体系の整備 歩行者、自転車、自動車とみどりなどが調和した道路空間となるよう整備し、体系的な道路網を形成します。 また、既存の道路空間を有効に活用するため、道路空間を自動車から自転車やバス等の公共交通機関へ再配分するなど、地域の区民や事業者、警察その他関係機関が一体となって、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立をめざします。</p> <p>①道路・橋梁の整備と維持保全 豊島区は、4メートル未満の道路に接する住宅の割合が23区中トップの状況にあるなど、狭い道路が多く、都市基盤が脆弱な状況となっています。 災害時の延焼遮断帯や避難路となる都市計画道路の整備をすすめるとともに、身近な生活道路を地域の特性及びユニバーサルデザインに配慮しながら整備し、体系的な道路網を形成します。 また、歩行者や車両が安全で快適に通行できるよう橋梁の整備をすすめるとともに、踏切での歩行者の利便性を向上するための立体横断施設を整備します。</p> <p>②自転車・自動車対策の推進 放置自転車や違法駐車は、他の通行に支障をきたしてきています。特に夕方や休日には増加する傾向にあり、社会問題化しています。 区民、事業所、行政が協力し、意識啓発をはじめとする自転車・自動車駐車対策を推進するとともに、交通安全対策を充実します。 一方、環境負荷が少ない自転車の利用を促進するため、だれもが快適に安心して自転車に乗ることができるマナー啓発や駐輪場などの環境を整備します。</p> <p>③公共交通の整備 高齢化社会の進展、地球環境問題の視点から、公共交通の役割がますます大きくなっています。 身近な交通手段であるバス交通の利便性の向上を関係機関と協議していきます。</p>	<p>(3)交通体系の整備 歩行者、自転車、自動車とみどりなどが調和した道路空間となるよう整備し、体系的な道路網を形成します。 また、既存の道路空間を有効に活用するため、道路空間を自動車から自転車やバス等の公共交通機関へ再配分するなど、地域の区民や事業者、警察その他関係機関が一体となって、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立をめざします。</p> <p>①道路・橋梁の整備と維持保全 豊島区は、4メートル未満の道路に接する住宅の割合が23区中トップの状況にあるなど、狭い道路が多く、都市基盤が脆弱な状況となっています。 災害時の延焼遮断帯や避難路となる都市計画道路の整備をすすめるとともに、身近な生活道路を地域の特性及びユニバーサルデザインに配慮しながら整備し、体系的な道路網を形成します。 また、歩行者や車両が安全で快適に通行できるよう橋梁の整備をすすめるとともに、踏切での歩行者の利便性を向上するための立体横断施設を整備します。</p> <p>②自転車・自動車対策の推進 放置自転車や違法駐車による渋滞が社会問題化しています。また繁華街では荷捌き車両の停車が交通の妨害になっています。 区民、事業所、行政が協力し、意識啓発をはじめとする自転車・自動車駐車対策を推進するとともに、交通安全対策を充実します。 一方、環境負荷が少ない自転車の特性を活用し、だれもが快適に安心して自転車に乗ることができる環境を整備します。</p> <p>③公共交通の整備 高齢化社会の進展、地球環境問題の視点から、公共交通の役割がますます大きくなっています。 地下鉄13号線の早期開通を図るとともに、身近な交通手段であるバス交通の利便性の向上を関係機関と協議していきます。</p>	<p>変更なし</p> <p>変更なし</p> <p>現状について加筆</p> <p>地下鉄13号線開通(H20. 6. 14)により文言削除</p>